

千葉県私立大学短期大学協会 会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、千葉県私立大学短期大学協会と称する。
- 第2条 本会は、事務所を千葉市中央区新町18番地10に置く。
- 第3条 本会は、千葉県内に所在する私立大学短期大学（学部学科を含む）を以って組織する。
- 第4条 本会は、加盟大学相互の提携協力により私立学校の振興を図ることを目的とする。
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 私立大学短期大学の教育に関する調査研究
 2. 私立大学短期大学の経営助成に関する事項
 3. 私立大学短期大学教職員の福利厚生に関する事項
 4. その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 入会・退会及び会費

- 第6条 本会の目的に賛同し、入会したものををもって会員とする。
- 2 本会の会員となろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
 - 3 入会の承認を得た、各大学短期大学は、それぞれ1名の代表者を登録するものとする。
- 第7条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。
- 第8条 会員が、次の各号の1に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。
1. 会費を滞納したとき
 2. 会員としての義務に違反したとき
 3. 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為のあったとき
- 第9条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。
- 2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第3章 役 員

- 第10条 本会は、次の役員を置く。
1. 会 長 1名
 2. 副会長 3名
 3. 理 事 10名（会長、副会長を含む）
 4. 監 事 2名
- 2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 3 役員は、その任期満了後においても新役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 4 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第11条 会長及び副会長は、理事会で互選する。
- 2 会長は、本会の会務を総理し本会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠員を生じたときはその職務を代行する。
 - 4 本会に顧問を置くことができる。顧問は、重要な会務について理事会の諮問に応ずる。

- 第12条 理事及び監事は、会員中より選出する。
- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることが出来ない。

- 第13条 理事は、会務を執行し監事は会務の監督に当る。

第4章 機 関

- 第14条 本会に、次の機関を置く。
1. 総 会
 2. 理事会
- 2 総会及び理事会は、それぞれの総員の半数以上が出席しないときは議事を開くことが出来ない。但し、総会における代理者は代表者登録者の委任状によるものとする。
 - 3 議事は、すべて出席者の過半数で定める。可否同数のときは議長が決する。
- 第15条 総会は、本会の議決機関であって本会の会員が組織する。
- 2 総会は、毎年1回春季に会長が召集する。但し、理事会が必要と認めたとき又は会員の総数の2分の1以上から要求があったときは会長は臨時に召集しなければならない。
 - 3 会長は、総会の議長となる。
- 第16条 理事会は、本会の執行機関であって毎年2回以上会長が召集する。但し、会長が必要と認めたとき又は理事総数3分の1以上から要求があったときは、会長は臨時に召集しなければならない。
- 第17条 本会に事務局を置く。事務局に関する規定は別に定める。

第5章 会 計

- 第18条 本会の経理は、会計寄附金その他の収入をもって充てる。
- 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第20条 本会の予算決算は、定時総会で承認を経なければならない。

第6章 会則の変更

- 第21条 本会則の変更は、会員総数の3分の2以上が出席している総会において出席会員の3分の2の賛成を経なければならない。

附 則

1. 本会則は、昭和29年6月1日から施行する。
2. 昭和53年4月14日、総会において第10条を一部変更
3. 平成4年6月6日、総会において第6条及び第10条並びに第11条及び第14条を一部変更
4. 平成25年3月1日、事務所の移転に伴い第2条を変更